

## 第4回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議録

### 1. 日 時

平成15年11月5日(水)10時00分～12時15分

### 2. 場 所

シャインプラザ平安閣 万葉の間

### 3. 会議の次第

#### (1) 開 会

#### (2) 議 事

議案第21号 財産の取扱いに関する件

議案第22号 姉妹都市等交流事業の取扱いに関する件

議案第23号 広報、広聴事業の取扱いに関する件

議案第24号 男女共生事業の取扱いに関する件

議案第25号 交通安全事業の取扱いに関する件

議案第26号 国民健康保険事業の取扱いに関する件

#### (3) 報 告

(1) 先進地事例調査の状況について

(2) 議会議員の任期および定数の取扱いについて

#### (4) その他

### 4. 出席者氏名

#### (1) 出席委員(27人)

会 長 佐竹 敬久

副 会 長 伊藤 憲一

委 員 相場 道也、松葉谷温子、名古屋 昇、佐々木勝男、保坂 五郎、  
辻永 武美、佐々木晃二、藤原 貢、進藤 芳明、工藤 四郎、  
伊藤 満、相原 政志、三浦 芳博、藤田 茂、小野寺一志、  
竹下 博英、高橋 兵一、山口 博司、池村 好道、佐藤 裕之、  
稲場みち子、小野寺平紀、佐藤 勇一、片桐登司夫、地主 重子

#### (2) 事務局

事務局長 高橋 健一

事務局次長 豊嶋 司  
事務局参事 高橋 善健、石谷 雄一、鎌田 潔、工藤 昌夫、佐々木秀則、  
丸山 春男  
事務局員 新出 康史、柳田 義人、宇佐美陽子、西田 幹、名古屋 晃、  
藤原 正人  
専門部会長 藤本 六男、平山 武志、福田 恵一、斎藤 秋郎  
関係職員 田中 博志

## 5. 欠席者氏名

### (1)欠席委員(2人)

副会長 大山 博美  
委員 安井 貞三

## 6. 会議録

高橋事務局参事 ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、第4回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます協議会事務局の高橋と申します。

なお、本日の会議におきましても、この協議会でご協議いただく案件の調整にあたった各専門部会長を事務局側の説明員として出席させております。私から、本日出席している専門部会長を紹介いたします。

企画調整専門部会長であります秋田市の藤本企画調整部長です。

市民生活専門部会長であります秋田市の平山市民生活部長です。

会計専門部会長であります秋田市の福田収入役室長です。

議会専門部会長であります秋田市の斎藤議会事務局長です。

また、本日、副会長であります河辺町の大山町長は、現在、病気療養中のため、本日の会議は欠席であることをお断わりいたします。そして、秋田市の安井委員も所用のため欠席であることをお断わりいたします。

次に、会議に先立ちまして本日の資料を確認いたしたいと存じます。

先に皆様に送付の形でお配りしております、まず、次第がございまして、それから資料1は第4回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件の冊子でございます。それから資料2は、議案第21号関係資料、財産の取扱いについての厚い冊子でございます。それから資料3は、議案の第22号関係資料、姉妹都市等交流事業の取扱いについてでございます。次に資料4は、議案第23号関係資料、広報、広聴事業の取扱いについてでございます。次に資料5は、議案第24号関係資料、男女共生事業の取扱いにつ

いてでございます。次に資料6、議案第25号関係資料、交通安全事業の取扱いについてでございます。次に資料7、議案第26号関係資料、国民健康保険事業の取扱いについてでございます。

それから、報告関係資料1、先進地事例調査の状況について。そして、報告関係資料2、合併における議員の任期および定数についてでございます。

さらに、本日皆様の卓上に備えさせていただきました報告関係資料2-1、各議会の市町合併に伴う議員の任期および定数等の取扱い方針という一枚物の資料を付け加えさせていただいております。

お手元、よろしいですか。それでは、会議の進行は、規約に基づき、会長である佐竹秋田市長にお願いしたいと存じます。

佐竹議長 おはようございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

何かと忙しい時期でございますので、ひとつ十分な議論をいただきながら、かつスムーズな進行にご協力をいただきたいと思います。

それでは、これより第4回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会の会議を開きます。

まず最初に、議事に入ります前に、秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会議運営規定の第6条に基づきまして、本日の会議における会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員は、河辺町議会副議長の進藤芳明委員、雄和町の片桐登司夫委員、秋田市助役の松葉谷温子委員にお願いいたします。

それでは、次第の2の議事に入らせていただきます。

今日の議案は計6件でございます。

まず初めに議案第21号、財産の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 資料1、第4回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会提出案件議案書の1ページをご覧ください。

議案第21号、財産の取扱いに関する件。

財産の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求める。

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

ただし、財産区については、別途協議し取扱い方針を決定する。

平成15年11月5日提出。秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐竹敬久。

でございます。

中身につきましては、資料2でご説明いたします。分厚い資料になっていきますので、簡単に整理して説明してまいります。

まず初めに財産というものの規定についてであります。法に定められている地方公共団体の財産とは、公有財産、物品、債券、基金に分類され、このほかに負の財産としての債務があるものであります。これらをすべて引き継ぐということを基本方針としております。

1 ページ目をご覧ください。1 ページの(1)土地、(2)建物(木造)、そして2 ページの(3)建物(非木造)、(4)建物(合計)、これにつきましては、行政目的に利用する市町庁舎、小・中学校、保育所、公園、公民館、そして美術館や体育館といった行政財産と、もっぱら経済的価値を発揮させるために管理をいたしております普通財産とに分けて現表を作成しております。

次に、3 ページの(5)、(6)につきましては、山林の面積と立木をそれぞれ記載しております。

次に、(8)物権につきましては、具体的には地上権のことでありまして、土地の所有者との契約により、土地を使用する権利であります。

次の(10)と(11)につきましては、有価証券や出資による権利であります。

次に4 ページにまいりまして、(13)重要物品につきましては、50万円以上の重要物品を記載しておりますが、他の物品につきましてもすべて秋田市に引き継ぐ予定としてございます。

少し飛びまして12ページにまいります。12ページの(14)債権、16件ございます。これはほとんどが貸付に起因するものとなっております。

13ページ、(15)基金につきましては、基金の状況を示しておりますが、財政調整基金などの1市2町合計額は、右下の計欄にありますように約246億円となるものであります。

14ページ、(16)地方債につきましては、地方公共団体が行う長期の借入金であります。右下にありますとおり、合計額は約3,060億円となるものであります。

次に、15ページ、(17)債務負担行為につきましては、予算で定められた将来的に負担すべき債務でありまして、額の確定しているものは、1市2町で、この場合は限度額確定分の上から3つ目、平成15年度以降支出額の総計が112億円ほどございます。

次に、17ページからは、公の施設につきまして記載してございます。先ほど説明いたしました行政財産のうち、保育所、それから公園、小・中学校、公民館などの住民の方々が利用することのできる公共用財産を記載しております。この集計表にありますとおり、合計で1,170施設となっているものでありまして、18ページ目以下につきましては詳細説明を省略させていただきます。

以上で資料の説明を終えますが、この資料につきましては平成14年度決算時点の状況を取りまとめたものであり、合併時においては当然変動いたします。

議案集の1ページに戻っていただきまして、財産区の取扱いにつきまして少し説明いたします。

会計専門部会において、もう少し時間をかけて協議したいとのことでありましてので、事務協議が終わり次第、別途議案としてご協議いただく予定でございますので、よろしくご理解お願いいたします。

以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第21号につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 よろしゅうございますか。それでは、ご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

伊藤 満委員 基金のことで若干意見を述べたいと思います。

ここでは項目ごとにそれぞれ比較対照できるように分かれておりますが、文字こそ違い、その性格においてはほとんど類似しているという部分が、私が見るには結構あるのではないかとこのように考えます。それぞれの市町の考え方も含めて、字句が変わることによって性格もおおいに変わるということがあり得るわけですが、比較する際にはどうもわかりにくい部分があるのではないかと感じますので、この際、性格が同じようなものであれば、字句こそ違い十分に比較対照になり得るというものがあるかと思っておりますので、そういう配慮をしていただければというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

佐竹議長 事務局。

高橋事務局長 様々な基金のその性格、成り立ちがそれぞれ異なるわけではありますが、委員のご指摘のとおり、性格が同じものにつきましては、できるだけ統合して、新市において統合して基金活用を図りたいと考えております。

以上でございます。

佐竹議長 はい。

伊藤 満委員 この基金のそのものの数字的なものについては特別意見はありませんけれども、参考のために、もしよろしければ次回にでもそういう比較対照しやすいような整理をお願いしたいと思っておりますので、よろしくご配慮をお願いいたします。

佐竹議長 いずれ、現況がそれぞれわかるような固有名詞で挙げていると思っておりますが、これが統合された場合、基金でないもので既に秋田市で一般的な形でやっているものもあるでしょうし、また、個別でそのまま活かしていくべきものもあるでしょうから、そこら辺については、今後十分内容を精査しながら、一定のくくりといたしますか、そういう形を事務局の方にさせますので、よろしく申し上げます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

藤原 貢委員 今説明あったけれどもね、この財産区の取扱いなんです、別途協議するということについて、これは一つの方向として別途というのは、その財産区の内容によって協議するのか、あるいは初めから財産として引き継がないという方向なのか、それもこれから協議するのでしょうか、今後どういう方向にもっていこうとしておるのか、もしございましたら教えてください。

佐竹議長 はい、事務局。

福田会計専門部会長 財産区の取扱いにつきましては、会計専門部会では、これを引き継ぐという方向で整理した経緯がございます。

ただ、新市が引き継ぐにあたり、現時点において財産区として一部不備な点があることなど、通常の財産と切り離して、今少し時間をかけて慎重に協議を行うべきものということで、現在、良い形で引き継げるのか、また、新市として引き継いだ後に支障のなく運営できるかということ細部について詰めているところであります。

佐竹議長 はい。

藤原 貢委員 国の方針としては、財産区については、編入のみならず合併についての一体性の確保というようなことも踏まえてでしょうかけれども、ある程度否定しているような見方に私も聞いておりますが、今後、そういったことを受けての対応については考えていないわけですね。

佐竹議長 はい、事務局。

福田会計専門部会長 国の方針といいますか、考え方ということだとは思いますが、今、我々が進めているのは、1市2町の合併という中で財産区をどういった形で取り扱っていくべきかということですので、必ずしも国の方針どおりにするというようなことは、今のところは考えておりません。

佐竹議長 よろしゅうございますか。

藤原 貢委員 はい。

佐竹議長 いずれ、基本的にそれを否定するというのではなく、よりスムーズな形、あるいはその運営等の状況についての永年の経緯がありますので、この際整理した形でというように、そういうことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、他にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第21号、財産の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第21号は、原案のとおり決定されました。  
次に、議案第22号、姉妹都市等交流事業の取扱いに関する件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 3ページでございます。

議案第22号、姉妹都市等交流事業の取扱いに関する件。

姉妹都市等交流事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続する。

資料3をご覧ください。議案第22号関係資料でございます。姉妹都市等交流事業の取扱いでございます。

めくっていただきまして、様式1は総括表でございます。姉妹都市等交流事業は、合計9の事務事業がございます。区分欄にありますとおり、すべて秋田市の制度に統一する、でございます。

次のページであります。様式2が調整方針でございます。少し説明してまいります。

3番目、国際交流の沿革。秋田市は中国甘粛省蘭州市と友好都市提携、それからドイツバイエルン州パッサウ市と姉妹都市提携、ロシア沿海地方ウラジオストク市と姉妹都市提携、米国アラスカ州キナイ半島郡と交流合意都市提携をしてございます。雄和町が米国ミネソタ州セント・クラウド市と姉妹都市提携をしていると、こういうこととございまして、調整方針であります。合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、セント・クラウド市においては、新市においても交流を継続する、でございます。

次に(22)-3ページになりますが、6、青年壮年国内外研修派遣事業でございます。課題の欄にありますとおり、いずれについても、時代の流れ、状況を確認した上で継続が必要な事業か否かの検討を行った上で合併時に秋田市の制度に統一する、でございます。

9、ふるさと会等交流事業であります。これの調整方針は、合併時に秋田市の制度に統一するとしておりますけれども、課題にありますとおり、会の形態や行政の関与の程度が異なっておりますことから、各団体とも十分協議しながら、新市において適切な対応を図っていくこととするという内容がございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの件に関しまして、ご質問ございませんでしょうか。  
はい、どうぞ。

佐藤勇一委員 ふるさと会等交流事業の件ですけれども、このふるさと会等交流事業

というのは大変重要な事業だと思っております。秋田市、河辺、雄和の今までの実施状況を見ますと、それぞれ違うわけですが、合併時に秋田市の制度に統一するという方針となっております。

秋田市では、けやき会という会を構成して運営をしているようですけれども、このけやき会はどのような活動をしているのか、その1点。

また、河辺町でも、岩見三内会・和田豊島会といった会をつくり、町といろいろ交流を深めながら進めてきているわけですが、秋田市の制度に統一することになりますと、我が町で行っている岩見三内会などの会が、秋田市の行っている事業、けやき会に入ってそこで運営されるような形、システムになっていくものでしょうか。その辺も含めてお願いをしたいと思います。

佐竹議長 はい。

藤本企画調整専門部会長 ただいまのふるさと会の件についてお答えいたします。

秋田市の方のけやき会でございますが、この様式にも書いてございますとおり、これは市内の各高校の同窓会がございまして、その東京支部というのがございます。そういうのが13団体ございまして、その東京での活動に対して、秋田市の方で様々な支援をしているということでございます。

1市2町の統一するという中身について、けやき会の傘下に入るのかというご質問でございますが、これは各市・町にございます団体、これは設立した趣旨であるとか背景、これまでの経過が異なります。また、先ほどご説明申しあげましたとおり、この市・町の関与度というものが大分違っております。そういうことから、それぞれの地域特性もあるということ踏まえまして、新しい秋田市になった時点でそれぞれの特性を踏まえながら1つのものにくくっていくという考え方でございます。

なお、今後、より一層の協議といえますか、情報交換をしながら進めていくというふうに考えております。

佐竹議長 よろしゅうございますか。

佐藤勇一委員 内容はわかりますけれども、やはり、今まで各市町村で実施した経緯もありますし、急に変わるということで、なかなか戸惑う点もあると思いますので、その辺りをよく説明をしながら進めてもらいたいと思います。

以上です。

佐竹議長 はい、若干私から参考意見として、このけやき会というのはどういう形なのかと。

秋田市の場合は大変大きいですし、人口も多いですから、1つにその組織というのはなかなか難しい。それで、秋田市内の各高等学校の同窓会支部が全部あると。それに一部、ちょうど新屋の当時のふるさと会のような、ここに書いてあります新屋



郷土会というのがあって、それが結局その組織にも入っております。新屋郷土会は郷土会でまた別の活動も行ってはいますが、けやき会で何か大きいことをやる時はそれに入ってきます。

なぜかといいますと、例えば市長が行くといっても、一つひとつに全部行くとなったら大変な数になるので、けやき会に行くのは年に1回とします。すると、市長が出るときは、ほかの会も全部出てくるけれども、それぞれは個別にいろいろな事業もやっている。秋田市の今の状況はこのようなイメージでとらえていただきたいと思います。ですから、この新屋の場合は、秋田市全体に包括しないで、そのままずっと独自のものは残っているということです。

それに、私の方では東京事務所があり、そこに職員がいますので、そういうものを常に連絡調整をして、円滑に情報のやりとりをしていると、そういう形です。

ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、これから採決をいたします。議案第22号、姉妹都市等交流事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第22号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第23号、広報、広聴事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 5ページでございます。

議案第23号、広報、広聴事業の取扱いに関する件。

広報、広聴事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

資料4をご覧ください。

広報、広聴事業の取扱い、議案第23号関係資料であります、めくっていただきまして様式1、広報、広聴事業は幅広い分野にわたりまして31の事務事業がございます。そこで、区分の欄はすべてB区分ですので、すべて秋田市の制度に統一することとさせていただきます。

めくっていただきまして様式2、調整方針(案)の方にまいります。

1、広報でございます。課題にありますとおり、発行の形態や回数が異なっております。秋田市が月2回、第2・第4金曜日発行。河辺町、雄和町が毎月1日発行。ただし、雄和町ではお知らせ版を15日に発行していると、このように回数が異なっております。調整方針であります。合併時に秋田市の制度に統一する。すなわち、月2回の発行とするということでございます。

次のページ、(23)-3ページの一番下でございます。9、広報紙の全戸配布であります。配布方法が異なっております。秋田市が業者による全戸配布。河辺町が囑託員による全戸配布。それから雄和町が各自治会を通じて全戸配布。これは調整方針にありますとおり、秋田市の制度に統一する。業者による全戸配布を行う、このように案が成立しております。

次のページ、(23)-4ページであります。12、情報公開制度であります。課題にありますとおり、両町に規定があり秋田市に規定がないものもあります。そこで、調整方針であります。合併時に秋田市の制度に統一することを基本とする。ただし、両町に規定があり秋田市に規定がないものについては、条例改正時に併せて検討する、でございます。

次の13、行政資料の管理・提供でありますけれども、調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。また、河辺町、雄和町に資料閲覧コーナーを設置する、となっております。

めくっていただきまして(23)-6ページ、21、市民広聴条例（仮称）の制定であります。これにつきましては、課題にありますとおり、秋田市のみ検討中となっております。調整方針としては、平成16年度中の制定を予定していることから、結果として合併時に秋田市の制度に統一されるということでございます。

23、市民ミーティング、24、対話集会であります。これは調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。すなわち、新市全体を対象に実施する、でございます。

(23)-7ページ、27、市・町政モニター制度でございます。これは、調整方針にありますとおり、合併時に秋田市の制度に統一する。新市全体を対象としてモニター制度を実施するというふうになってございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第23号、広報、広聴事業の取扱いに関する件について、ご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

片桐登司夫委員 雄和町の片桐でございますけれども、今、広報の配布方法について秋田市に統一するというところでございました。

今、雄和町では自治会長を通じて広報を配布していただいておりますが、自治会で

は、年間交付金いくらというふうに町から交付金をいただきながら配布し、それ以外にも街灯の電灯料だとか、街灯の修理費等をその自治会にお願いして、町からそれらに対する補助金をいただきながら自治会を運営しておるわけでございます。

そういうことで、秋田市に統一するということになると、今まで自治会に交付されていた交付金とか補助金がもう一切なくなるのかどうか、そこら辺を少しお伺いしたい。私たち雄和町の自治会としては、それらの交付金、補助金なくなるということは大変なことになると今考えておりますので、そこら辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

佐竹議長 はい、事務局。

藤本企画調整専門部会長 ただいまの広報紙の配布の方法が各市・町で異なるということで、自治会組織への対応ということで交付金を出しているということでございますが、この一覧表、NO.9を見ていただきますとわかりますとおり、コスト的には、配布のコストがそれぞれ、手法も違いますが、単価も大分違うわけでございます。そういうことで、コストの側面から見ますと、現在の秋田市の方針が妥当ではないかなというふうに今考えておりますが、しかしながらもう一つは、そこまで、河辺・雄和の方に配布していただけるその業者さんがいるかという問題もございます。

いずれ、その自治会への対応の問題につきましては、この配布の問題とはまた別途協議すべきものではないかなと考えているところでございます。ここは、純粋に広報紙の配布についてどう考えるかということに記載したものでございます。

佐竹議長 参考までに、秋田市もこの広報配布とは別ですけれども、電灯代だとか、あるいはその町内会のいろんな維持についての助成制度というのをこれと別に設けていますので、それはその時点でお願います。

はい、ほかにございませんか。事務局。

平山市民生活専門部会長 ただいまの件ですけれども、自治会、あるいは町内会、あるいは会長さんへの助成については、別途市民生活専門部会で今盛んに協議しております。

以上です。

佐竹議長 はい、よろしゅうございますか。

片桐登司夫委員 はい。

佐竹議長 それでは、ほかにご質問ございませんか。はい、どうぞ。

佐藤裕之委員 先ほどご説明がございました情報公開制度の中で、秋田市の制度に統一すると。ただし、両町に規定があって、秋田市に規定がないものがあるということでございましたが、代表的なものを簡単にご例示いただければ幸いです。

佐竹議長 はい、事務局。

藤本企画調整専門部会長 両町に規定があり、秋田市に規定がないものはどういうものがあるかということで、例示をしてくれというお話でございますが、例えば河辺町の場合ですと、説明責任規定というものがございます。また、出資法人の情報公開に対する努力規定というものもございます。また、公開請求に対する存否の応答拒否規定というものもございます。また、雄和町の方では、録音テープ、それからビデオテープをも視聴の対象としているということで、若干違いがございます。

そういうことで、情報公開条例についても、いずれ秋田市でも見直しをするという方針がございますので、その中で検討していくということでございます。

佐竹議長 よろしゅうございますか。

佐藤裕之委員 はい。

佐竹議長 ほかにご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

地主重子委員 2町にはなくて秋田市で実施しているいくつかの制度があるようですが、これについての意見というよりもお願いです。

秋田市独自のこれらの制度は、広域的な行政区に生活する住民にとっては、情報源として大きな役割を果たしてこられたと思います。私が特に期待しておりますのは、環境パトロールであります。これまで2町でも類似した活動はあったとは思いますが、1市2町の連携プレーによって、豊かな県都としての環境教育も含めまして、環境保全活動がさらに推進されることを願っております。情報不足による不安感をなくすような市民生活が送れることを願っております。

以上です。

佐竹議長 はい。それでは事務局の方、この点について。

藤本企画調整専門部会長 環境パトロールの件でございますが、今、秋田市内では現地に出向きまして、通報があった場合には現地で確認をして対応をしているところでございます。こういうやり方をですね、2町にも拡大してやっていくと。

ただ、すべて本庁でこれやるということになりますと、大変なということもございますので、それは様々なやり方を検討しながら実施していくということでございます。

佐竹議長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ほかにないようでございますので、採決をいたします。議案第23号、広報、広聴事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第23号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第24号、男女共生事業の取扱いに関する件を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 7ページでございます。

議案第24号、男女共生事業の取扱いに関する件。

男女共生事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

資料5をご覧ください。議案第24号関係資料でございます。

様式の1が総括表でございます。男女共生事業は、記載の5つの項目がございます。区分欄にありますとおり、すべてB区分、秋田市の制度に統一となっているものであります。

めくっていただきまして、様式の2であります。このうちの1番目、男女共生意識啓発事業であります。課題にありますとおり、地域間の意識格差が予想されるため、啓発事業の内容・方法等の見直し・検討が必要である。これを受けまして調整方針であります。合併時に秋田市の制度に統一し、市民への意識啓発事業を継続するというところでございます。

2番目の女性の人材養成事業から5番目のフォーラムの開催等については、両町未実施であります。制度の拡大、あるいは改定などをしながら、新市全体でこの事業の積極的な推進を図るという視点で調整方針がなされております。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第24号につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 よろしゅうございますか。それでは、ご質問がないようでございますので、次にご意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

地主重子委員 意見というより、これもお願いというか希望でございます。

男女共生参画意識の啓発事業に関してですけれども、時代に沿いまして、市民のニーズを踏まえた秋田市の男女共生施策や事業の展開には、日頃から敬意を表しております。

ここ数年来、私共も男女共生参画社会のためのまちづくりのために、行政や担当職員と共に意識啓発に努めてまいりまして、施策にも取り入れていただいたりと、ある程度の浸透は図られつつあるかなとは考えております。しかし、地域性とか年齢、生

活形態など諸々の要因により、今ひとつ住民意識に温度差があるのも事実でございます。

男女共生参画社会に対して、一早くパートナーシッププランを策定され、強力なリーダーシップを発揮しておられる秋田市に、誰もが生きる喜びを感じて、支え合う県都の住民として、さらなる意識啓発事業や施策の展開をお願いしておりますし、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

佐竹議長 はい、事務局。

藤本企画調整専門部会長 男女共生事業について、さらなる拡大を図ってほしいということですが、ここにも書いてありますとおり、2町が新たに新しい市に参画されるということ、市域に入るということございまして、2町にも様々な人材の方がいらっしゃいます。そういうことで、それらを対象にして人材リストも作り直しをしますし、様々な事業を一緒に進めたいというふうに考えています。

なお、温度差があるということですが、これは秋田市も同じでございます。やはりこれからは浸透度をいかに高めるか、そして裾野を拡大していくかということが大きい課題であると考えております。また、そういうことについては、出前講座等の様々な事業の中で実施をしておりますので、共に事業を進めていきたいというふうに考えております。

佐竹議長 はい、よろしゅうございますか。

地主重子委員 はい。

佐竹議長 他にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご意見がないようでございますので、議案第24号、男女共生事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第24号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第25号、交通安全事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 9ページでございます。

議案第25号、交通安全事業の取扱いに関する件。

交通安全事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

でございます。

資料6をご覧ください。めくっていただきまして、様式1が総括表であります。交通安全事業は、記載の1、交通安全対策会議から9、違法駐車等防止業務まで9項目

ございます。区分欄にありますとおり、すべてB区分でありますので、秋田市の制度に統一する、であります。

様式2をご覧ください。この件については、1点のみご説明させていただきますが、3番目の交通指導員であります。課題にありますとおり、1市2町でそれぞれ定員・例規等が異なっております。そこで調整方針であります。合併時に秋田市の制度に統一する。なお、定員については、1市2町の現行定員の合計数以内とする。合計数は127名でありますので、定員をそのまま適用すると、こういう考え方でございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第25号、交通安全事業の取扱いに関する件について、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ご質問がないようでございますので、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、特にご意見がないようでございますので、採決をいたします。議案第25号、交通安全事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようですので、議案第25号は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第26号、国民健康保険事業の取扱いに関する件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋事務局長 11ページでございます。

議案第26号、国民健康保険事業の取扱いに関する件。

国民健康保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

これは経過規定を言っております。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

資料7をご覧ください。議案第26号関係資料でございます。様式1が総括表でございます。国民健康保険事業の取扱いについては、記載の15項目の事務事業がございま

す。区分欄をご覧ください。この中の6番目の高額医療費貸付事業がCでありますので、これを廃止する。その他についてはB区分でありますから、秋田市の制度に統一する。また、経過規定については、先ほど申しあげました2項目、4番目と11番目がございますので、これは後ほど説明いたします。

次に、めくっていただきまして様式2でございます。調整方針案、少し説明してまいります。

1、国民健康保険保健事業でございます。課題にありますとおり、1市2町でそれぞれ事業内容が異なっております。調整方針でございますが、合併時に秋田市が実施している保健事業の内容に統一する。ただし、実施対象者が確定しているものについては、合併前のおり実施することとする、でございます。

2つ目、(27)-3ページであります。2、国保財政調整基金は、課題にありますとおり、基金の設置状況が異なっております。そこで調整方針であります。合併時点での両町の残高を秋田市の基金へ統合する、でございます。

4、出産、葬祭に関する任意給付でございますが、課題にありますとおり、1市2町で葬祭費の給付額が異なっております。秋田市が5万円、河辺町が7万円、雄和町が6万円となっております。そこで調整方針であります。平成17年度から秋田市の制度に統一する。なお、平成17年3月31日までは両町の条例のおりとする、という経過措置を設けております。

次に、6、高額医療費貸付事業であります。これは課題にありますとおり、河辺町のみが実施しているものであります。そこで調整方針であります。合併時に廃止し、秋田市の高額療養融資斡旋制度をもって対応することとする。この高額療養融資斡旋制度については、次のページの8項目目に記載がございます。これをもって対応するというので、その制度の内容が記載してございます。

(27)-4ページと(27)-5ページの、7、保険給付(法定給付)に関する業務、さらに9、一部負担金減免に関する業務、10、国民健康保険税の徴収および滞納整理に関する業務につきましては、合併時に秋田市の制度に統一する。併せて、両町に受付窓口の設置、あるいは徴税吏員の配置をすることとしているものでございます。

(27)-6ページをご覧ください。11、国民健康保険税の適正賦課に関する業務であります。課題にありますとおり、1市2町でそれぞれ税率等が異なっております。例えば、賦課方式においては、秋田市が3方式で賦課、所得割、均等割、平等割の3方式で賦課している。両町においては、さらに資産割を加えた4方式で賦課している。そして税率、年額等についても異なっております。そこで、調整方針であります。平成17年度以降の賦課については秋田市の制度に統一する。したがって、両町における現行の資産割がなくなります。なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町



の条例のとおりとする経過措置を設けようと、このような考え方でございます。

参考まででございますが、この調整方針から15年度当初賦課時点において、秋田市の税率等で試算いたしますと、両町の賦課総額が減額となります。すなわち、両町においては負担減がなされるものでありまして、その率は、河辺町で8.46%、雄和町で12.39%の減と試算されております。

次に、(27)-7ページの12、国民健康保険税の減免に関する業務であります。課題にありますとおり、両町では生活保護基準以下で全体の100%減免がある。減免申請に係る両町の受付窓口の取扱いが課題となっている、このようなことでございました。調整方針につきましては、合併時に秋田市の制度に統一する。減免申請の受け付けや課税内容の問い合わせのため、両町の窓口には徴税吏員を配置する、でございます。

次に、13、国民健康保険の資格得喪に関する業務および保険証の交付（再交付）に関する業務につきましては、課題にありますとおり、両町の受付窓口の取扱いのこと、それから2つ目として、合併後の被保険者証の取扱いが課題となっております。そこで調整方針であります。合併時に両町に受付窓口を設ける。被保険者証については平成16年12月中に新しい被保険者番号を付番した被保険者証を発行し、個々に送付する。これが調整方針でございます。

この件は以上でございます。

佐竹議長 それでは、ただいまの議案第26号、国民健康保険事業の取扱いに関する件について、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

小野寺一志委員 最初に伺って、その後で意見になるのかわかりませんが、後でまた述べさせていただきたいと思いますが、調整方針の中の後段に、実施対象者が確定しているものとありますけれども、これは一体どういう意味なんですか。

佐竹議長 はい。

小野寺一志委員 ごめんなさい。項目1について質問いたします。

佐竹議長 はい、どうぞ。

平山市民生活専門部会長 対象者というのは、人間ドックとかそれらの事業を実施することに決まっている方は、そのまま実施していく、そういうことです。新たな希望者は、また別途新市になってから考える、そういうことでございます。

以上です。

小野寺一志委員 経過措置ということで理解してよろしゅうございますか。

平山市民生活専門部会長 はい、そのようで結構です。

佐竹議長 他にご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、次にご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

小野寺一志委員 今、質問いたしました項目についての意見となるのか、質問となるのかちょっとわかりづらいんですが、いずれ、健康診査、私の方は検診事業といっておりますけれども、これに対する補助の問題であります。

ここに記載あるものは、補助対象になった部分だけで、秋田市も雄和町も、ここにある種類が全部行われている。秋田市の場合には、これにプラスして歯の検診もありますし、骨粗鬆症の検診もやっておられるということなんですが、その中でうちの方では、秋田市と比較した場合に、肺がんからC型肝炎の検診までが入っておって、これにそのお金を出して今日までやってきました。

これは、検診をやるごとにお金を差しあげてやらせてきたということよりもですね、どこの町も同じなのかな、うちの方の高額療養費の場合は、予算全体に占める割合が、ひどいときは10%ぐらいありました。もう大変なお金がかかる。3カ月後には、被保険者の皆さんは保険の方から補てんされますけれども、国保会計から全体が出るということには間違いのないわけでして、これを何とか下げたいというのが、この助成金の願望だったわけでありまして。そういう意味で、現在の受診率でありますけれども、残念ながら40%にはちょっと切れるという状況にまで、この5つについてだけお話しすと、そういう状況になっております。今、この効果とあえて連動させながら、自己満足しているわけじゃありませんけれども、国保会計の6%まで高額療養費の支払いが下がってきました。

こんな意味で、実はこれを進めてきたわけでありまして、今回、秋田市に統一されるということは、うちの方からいうと3つ目まで、大腸がんまでが対象になるということでありまして。今までの経緯、その他についても、うちの方からおそらく陳述があったと思うんですが、これらのことを本当は反映して欲しかったなという願望を実は持っているわけでありまして、このように記載された、まとめられた内容については、どういう経緯があったのかお聞きしたうえで、できればもう一度申しあげてみたいな、こんな気持ちです。

終わります。

佐竹議長 はい、事務局。

田中博志（事務局） こちらで説明させていただきますが、秋田市でも、ここに挙げているものは国保税で賄っている部分のこの3点であります。秋田市もこれ以外で検診をしておりますが、それは対象としておりません。ただ、新しい町民の方が、この欄の検診については、保健所で行う事業として、この事業としては参加することができます。

ただし、あくまでもその経費については、この3点だけを国保の方で助成するとい

うことですが、中身的、いわゆる検診を行うという行為そのものが継続されるということでご理解をいただいたところでございます。

佐竹議長 はい。

小野寺一志委員 お仕事は、お仕事じゃない。この検診はそのまま続けるけれども、お金の対策については変わったというふうな具合に受け止めてよろしゅうございますか。

田中 博志（事務局） 結構でございます。

小野寺一志委員 いいですね。

田中 博志（事務局） はい。

小野寺一志委員 そこでね、私、お金があるから、お金が取られるから、いや取らなくてもいいからということで、自分の体を守る考え方、それ自体実は間違いでありまして、全部が出ていただいて、検診を受けて、心配のない人生を送るということ、これがもっともな話だと私は思うんです。思うけれども、この結果、どういう具合になったかという、皆さんのところもそうだと思いますが、検診で肺がんが判明して直ちに手術をしたら、早期発見、早期治療ということで大事に至らなかった。乳がんもそうですし、子宮がんもそうであります。

ですから、今、示された表から私が計算すると35%だけでも、男は行かなくてもいいものもありますから、全体の少なくとも半分以上の皆さんに受けていただく、奨励するという意味では、もうちょっと拡大してもよろしいのではないのかな、そんな意見も実は持っているわけであります。

そして、その行く末は、これもうちの方ではこの方式をとって、国民健康保険税の中で対応してはおりますけれども、トータル的に大病にならない状況で終わりますと、療養費、治療費というものがダウンしますから、そんなねらいを込めての方式で河辺町が今日まで行ってきたということをですね、是非一考していただきたいな、実施の段階で重要視しながら考えてほしいなという願望を持っているのであります。

以上、意見として述べさせていただきます。

佐竹議長 特に事務局、ありますか。

高橋事務局長 今後のこの保健事業については、事務方の方からも説明したとおり、国民健康保険税の助成対象にするかしないかということもありますし、住民意識の中にそういうがん検診等についてのニーズも高まっているというふうにして我々も認識しております。今後、新市においても、こちら辺のところを十分議会とも協議しながら対応を図っていきたいと考えております。

佐竹議長 ちょっとこの点について。この中で別に秋田市でやっているものあるわけです。

今、この問題については、財源等の問題もありますが、秋田市においても少しずつ拡大の方向にはあるわけでした。

ただ、この調整とその全体の保健医療との問題は、ややちょっと別に考えた形で構築しなければならないのではないのかなと、そういう認識は持っておるわけでございます。あくまでもこれは、横並びで調整した場合はこうなりますよということでご理解いただきたい。

小野寺一志委員 すいません。やり取り討議でごめんなさい。私の方は長くたくさんやっているように記載されておりますけれども、よその方も、雄和町は私の方と同じ。ただ、お金を出してないからここに載っていないだけでして、秋田市の場合には、これ以外の非常に重要なものも取りあげて、おそらくお金かかるんだと思いますけれども、おやりになっていらっしゃるし、合併後には、これが全地域、一つの市でありますから、全地域になるものと思います。

じゃあ、市長さんが最後におっしゃられましたことは、この会計でやるのか、それ以外の会計でするのかということの討議も、おそらく広範な立場で検討なさると思いますから、今日のところは、そういう意味で理解をさせてもらったということになります。

終わります。

佐竹議長 はい、ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。はい。

伊藤 満委員 国保の保健事業につきましては、雄和町もそれこそ脳卒中の世界一と言われた地域でありました。

ある意味では、保健事業というものは、その地域の一つの特色もまた持ち合わせたものだというふうに思っているわけでありまして、そういう意味では、制度が一本化することによって、それぞれの疾病などの発生原因も含めた調査、あるいは研究というものも当然必要であるし、また、今後とも継続されるべきだと思います。

議長さんが今おっしゃられたように、合併に際しても統一的なものありますけれども、そういった地域の特色をさらに今後も兼ね備えた保健事業というふうに承りましたので、そのことについて、確認ではないですけれども、そういった地域医療の現状と将来について、きめ細かい配慮をしていただきたいというふうに考えますので、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

佐竹議長 私からですが、制度的な問題は、これは一つの市ということで大きなくりの中であれですけれども、私共の方で市単独の保健所というものがあるわけございまして、ある意味では市の裁量の中で、そういう地域の様々な問題について、その保健医療の状態をよりきめ細かく把握、あるいは対応することができるようになるわ

けでありますので、そういう点でひとつご理解をいただきたいと思います。

それでは、他にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 それでは、ただいまから採決をいたします。議案第26号、国民健康保険事業の取扱いに関する件について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐竹議長 ご異議がないようでございますので、議案第26号は、原案のとおり決定をいたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

それでは、3の報告事項、初めに(1)先進地事例調査の状況について、調査に参加いたしました委員を代表して保坂委員から説明を願います。

保坂五郎委員 秋田市の保坂でございます。

先月の下旬、市町村合併に関する調査のため、本協議会の委員9名で先進地2カ所を視察をいたしました。その内容について、委員を代表してご報告申し上げたいと存じます。

お手元の報告関係資料1をご覧くださいと思います。

初めに日程でございますが、資料1ページに記載のとおり、10月21日から23日までの日程で、岐阜広域合併協議会と富山地域合併協議会を視察をいたしました。前者の方、いわゆる岐阜の方は、周辺の1市4町が編入合併方式で協議を進めておりまして、後者でありますところの富山の方は、富山および周辺の4町2村が新設合併方式ということで協議を進めてございました。

2カ所を視察先に選んだ理由としましては、両協議会とも中核市と小規模市町村の合併事例であること、それぞれ編入と新設という異なった方式による協議を行っており、両者の違いを調査したいということでございました。

次にメンバーでございますが、2ページに記載のとおりでございます。1市2町から本協議会委員3名ずつ、総勢9名でございます。

次に調査項目でございますが、3ページに記載のとおり、新市建設計画等について、協定項目の協議について、事務組織および機構の取扱いについて、住民説明会についての4つをテーマとして視察をしたところでございます。調査項目について、順を追って概略をご報告申し上げます。

初めに1点目の新市建設計画についてでございますが、両協議会とも、協議会内に策定委員会を組織してございます。計画策定にあたっては、合併関係市町村の総合計画との整合、健全な財政運営に裏付けされた事業選定、合併による効果を活かした施策展開などに配慮しておりました。その意味では、基本的には私共の協議会と大差は

ないように見受けられたところでございます。

いずれしましても、建設計画に議会や住民の方々の意見を反映させることは非常に大事なことであり、今後、私共も1市2町の建設計画の素案ができ次第、あらゆる広報媒体を活用してPRに努めるとともに、議会への説明、あるいは住民説明会の開催などを通じて、幅広く意見を吸いあげていく必要があるものと感じたところでございます。

次に、2点目の協定項目の協議についてでございますが、岐阜の協議会では、各市町の伝統や文化、まちづくりの歩みを尊重しつつ、一方では、将来において安定した都市経営ができるよう検証したうえで調整に努めているとのことでございました。私共の協議会においても、このような配慮をしながら協議を進めていくことが肝要かと考えます。

次に3点目の事務組織および機構の取扱いについてでございますが、両協議会とも旧市町村役場を支所の取扱いとし、従前の機能をほぼ残す方向で調整しておりました。また、岐阜市では、合併後に政令指定都市を目標としていると。役場に分庁舎機能を付与すると。あるいは地域審議会の活用についても検討しておられました。一方、富山の協議会では、役場を総合行政センターとして、政令市の、いわゆる区に準じた形での位置づけを検討しておりました。政令指定都市を目指す岐阜市と秋田市では状況が異なりますが、私共の協議会においても、新たな自治組織についての検討を視野に入れておく必要があるのではないかと考えたところでございます。

次に、4点目の住民説明会についてでございますが、両協議会とも協定項目および建設計画を中心として住民説明会の開催を予定しておりました。両者とも、あまり開催回数は多くないようではありますが、各市町村がそれぞれ主体的に、そして工夫を凝らして説明会にあたるようございました。私共の協議会においても、今後、協定項目の調整が終わり、建設計画の素案がまとまり次第、それぞれ説明会を開催することになりますが、可能な限りきめ細かな説明会の開催に配慮する必要があるものと考えられます。

その他としまして、議会の議員の身分の取扱いについては、岐阜の協議会は小委員会を設置して協議を進めてございました。富山の協議会では議会同士が協議をしておりましたが、どちらも調整には難航しているようございました。私共の協議会においても、この後、議会専門部会長から報告があるようですが、いずれにいたしましても、基本的には新しい市の議会のあり方をどうするかということでもありますので、各議会が胸襟を開いて協議を重ね、住民理解を得られるような適切なお決定がなされるよう希望するものでございます。

最後になりますが、岐阜合併協議会は編入合併、富山地域合併協議会は新設合併で

ありましたが、富山の方は、限りなく編入に近い新設合併ということであり、岐阜の方は、私共と同じように対等の精神による編入合併ということでありました。つまり、基本的には規模の大きい中核市の制度をベースにしつつ、小規模市町村の独自の制度をどう活かしていくか、サービス格差、住民負担の格差をどう調整していくか、そして関係市町村が協力し合って、合併後の新しいまちのビジョンをどう描いていくかということであり、合併方式が新設であれ、編入であれ、さほど大きな差はないように見受けられました。私共の協議は、今のところすごく順調に進んでおります。今後ともお互いが互譲の精神で鋭意協議を進めるとともに、お互いに知恵を出し合って、すばらしい新しいまちの建設計画を作りたいと存じます。

蛇足ではございますが、視察の途中、かの義経、弁慶、そして富樫が登場する勸進帳で有名な安宅の関に立ち寄ることができました。委員一同、いかなる難関、あるいは苦難にもかなえてくれるという神社に手を合わせ、必ずや合併が成就できますことを祈念し、また成就させなければいけないものと、ということで帰路についた次第でございます。

以上で報告を終わります。

佐竹議長 それでは、ただいまの視察の先進地事例調査の件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。それぞれの町からもご出席なさっておりますので、いろいろな話はまた個別にしていると思います。

それでは、この件については、これで終わらせていただきます。

次に、報告第2、議会議員の任期および定数の取扱いについての件に入ります。

この件につきましては、次回の第5回協議会において議事として提案する予定ですが、現段階での議会専門部会における協議状況等について中間報告をしておくべきとの判断から、本日の報告案件に加えたものであります。

それではまず初めに、お配りした資料の内容について、所管である議会専門部会長から説明を願います。

斎藤議会専門部会長 それでは、よろしく願いいたします。

資料の説明に入らせていただく前に、現段階での状況についてご報告申し上げます。

合併協定項目であります議会議員の任期および定数の取扱い等について協議する議会専門部会で、議員の身分等について1市2町から基本的な方針が示されまして、議員定数については、秋田市は定数特例とする、河辺町・雄和町は在任特例とするということで、専門部会では調整がつかなかったところでございます。

そこで、専門部会といたしましては、今後のスケジュール等からしますと、議員の身分等については議会制度のことであり、議員同士の協議の場において一定の方向性を見出されることが望ましいと考えまして、合併協議会の委員であります1市2町の

各議会代表の4人ずつの委員で集中協議をしていただく協議の場を設置いたしまして、その協議を踏まえ、議案を調整してまいりたいと判断いたしましたところでございます。

このことにつきましては、1市2町の各議会のご了承をいただきまして、10月31日に第1回目の議会代表者会議として開催いたし、協議いただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、報告関係資料2、合併における議員の任期および定数についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

1ページ目でございます。議員の定数および任期の原則でございます。このことについては、既に委員の皆様、ご案内のことではございますが、地方自治法により、人口を基準とした市町村の区分に応じ定められておりますが、それを超えない範囲において市町村の条例で定めることとされております。議員の任期は4年となっております。秋田市、河辺町、雄和町のそれぞれの議員の法定数および条例定数は下記の表1のとおりとなっております。以下、このたびの1市2町の合併に際しての議員の任期および定数について、5つのパターンについて記載してございますので、概略を順にご説明申し上げます。

1、編入合併における原則（パターン1）でございます。（ア）でございますが、この議員の身分の取扱いにつきましては、編入する秋田市議員の身分には影響はなく、編入される河辺・雄和両町の議員は、その身分を失う。これが原則でございます。この原則どおりとすれば、合併後の秋田市の議員数は42人となるものでございます。

次に（イ）の合併後の議会議員の定数でございます。議員定数は自治法91条第1項により、条例で定めるとされ、同条第2項において人口の段階別に定数の上限が定められていることから、合併後の人口に応じて条例で定めることとなりますが、河辺・雄和両町と合併した場合でも人口30万以上50万未満の市であることから、自治法上の定数に変化はなく、46人となるものでございます。

次に2ページをお願いします。

2、編入合併における特例でございます。合併市町村の均衡ある発展を実現させるため、編入される市町村の住民の意見が、合併市の行政に適切に反映されることが必要であるとし、市町村の合併の特例に関する法律では、定数特例と在任特例という特例規定を設けてございます。なお、特例適用のパターンについては、合併関係市町の協議により、合併の条件として決定され、合併後に変更することはできないものでございます。

1) 定数特例(パターン2)と(パターン3)でございます。(パターン2)でございますが、河辺・雄和両町の区域で選挙区を設け増員することができるものであります。この場合、合併時に増員選挙を行い、秋田市議会議員の残任期間に相当する期日、平



成19年5月1日でございますが、これまで在任できるものでございます。この場合の増員数は、河辺町、雄和町とも、それぞれ1名ずつでございます。算出の根拠は記載のとおりでございます。よって、平成19年5月1日までは、議員定数は44人となるものでございます。

次に、(パターン3)でございます。の特例を選択した場合に続き、さらに合併後、最初の一般選挙においても、選挙区を設け増員できるものであります。この場合、平成23年5月1日まで在任できるものでございます。よって、平成23年5月1日までは議員定数は44人となるものでございます。

以上のパターン2とパターン3をまとめたものが、下の波線で囲ってございます定数特例期間における議員数でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

2) 在任特例(パターン4)と(パターン5)でございます。

(パターン4)でございますが、これは河辺・雄和両町の全議会議員は、秋田市議員の在任期間、平成19年5月1日まで在任できるものであります。これによりますと平成19年5月1日までは議員定数は78人となるものでございます。

(パターン5)でございます。の在任特例を選択した場合に続き、さらに合併後、最初の一般選挙においても、編入合併特例定数により、河辺・雄和町に選挙区を設け増員できるものであります。この場合、平成23年5月1日まで在任できるものであります。この方式では、河辺・雄和両町とも増員数はそれぞれ1名ずつとなり、計算方法は記載のとおりでございます。よって、この場合ですと、平成19年5月1日までは議員定数は78人、平成23年5月1日までは44人となるものでございます。

以上のパターン4とパターン5をまとめたものが、下の在任特例期間における議員数でございます。

次に、4ページには、参考といたしまして合併による報酬等の経費を記載しております。

1、定数特例(パターン2)から4、在任特例と定数特例(パターン5)まで、それぞれを適用した場合の所要の経費でございます。なお、この経費の計算には、報酬、期末手当、政務調査費等を含むものであり、秋田市議会議員の報酬等に基づく計算でございます。

最後でございますが、5ページでございます。合併協議会事務局で調査されました他の中核市関連の合併事例の議員の取扱い等について参考資料として添付させていただいております。

説明は以上でございます。

佐竹議長 この件につきましては、このあとご意見を頂戴したいと思っておりますが、各

市町とも合併事案を専門的に審議するため、それぞれの議会に調査特別委員会が設置されておるわけでございます。その委員長でもある各委員から、それぞれの議会を代表して、ここでご意見を伺うこととさせていただきます。

それでは、まず秋田市の相原委員からお願いを申し上げます。

相原政志委員　それでは、ただいまの議員の、合併に伴う議員の任期および定数等の取扱いについて、秋田市の特別委員会が出された意見、意向について、皆さんにご報告申し上げたいと思います。

最初に、議員定数についてですけれども、定数特例としたいという意向であります。

議員の任期につきましては、平成19年5月1日と平成23年5月1日と2通りあるわけですが、この件につきましては、両町と十分協議をしたうえ、両町の意見を尊重しながら決定したいというふうに思っています。

それから報酬等についてですが、合併後の両町選出議員の報酬は、現在の秋田市議会議員と同額としたい。

以上が秋田市議会の意向ですけれども、そうした背景に意見がありました。ここに書いているとおり、大まかに5点にまとめさせていただきましたが、1点目については、合併に伴う人口増というのが5.9%、それほど大幅に人口が増えないこと。議員全員が在任する在任特例では、新市の議員が78人となることに対しまして、あまり合理的ではないのではないかという意見が1点あります。

2つ目は、住民サービスの問題ですけれども、議員数が少なくなることによって、両町住民の声が行政に反映しにくくなるのではないかという危惧がありますけれども、これは支所・出張所の配置、広聴制度等の活用により解決できるものではないかという意見がありました。

次に、経費的な問題ですけれども、合併の根底には行革・効率的な行政の執行という考え方が基本にあり、アンケート等にもありましたので、こうした考え方から、両町の議員全員が在任するとなれば、先ほど資料にもありましたとおり、概算で平成19年5月までで10億円ぐらいの経費がかかり、現在の2倍程度の増となることから、市民の理解は得にくいのではないか。また、78人の議員というのは、合併の趣旨に反するのではないかという意見があり、両町の議員につきましては、地域審議会等で住民の意見を反映させるというふうなことも考えられるのではないかという意見がありました。

次に、これは同じようなことなんですけど、正しい認識かどうかわかりませんが、一つの合併、今回の合併を考えると、財政上の理由もあったのではないかと。経費節減というのもアンケートにあったので、そうした意味から在任特例ではなくて定数特例をとる方が、より望ましいという意見がありました。

最後ですけれども、情報公開、住民にどう説明していくかという問題で、定数特例が妥当と考えますが、市民、町民には、合併協定書の素案を公表するなど、合併については十分な情報の提供を今後行っていくべきだと、これが今回の議員の任期および定数等の取扱いに対する秋田市議会特別委員会の意見でございます。

以上です。

佐竹議長 大変ありがとうございました。

それでは、次に藤田委員をお願いいたします。

藤田 茂委員 私から、河辺町議会の特別委員会における、今までの議会の議員の任期および定数に関する件についての意見等を発表したいと思います。

まず、議員定数については、在任特例を適用したいと、こういうことであります。

そして、議員の任期については、秋田市の現在の議員の任期であります平成19年5月1日までとしまして、その後の定数特例は適用しない、選択しないということになります。

それから、議員の報酬については、現在、河辺町で議員に支払っている議員報酬と同額としたいと、こういうことであります。

以上の内容についての理由でございますけれども、まず、この今回の合併は、秋田市に河辺町・雄和町が編入すると、こういう編入合併方式であります。秋田県では編入合併というのは、ここ秋田市、河辺町、雄和町しかありませんから、県内で他にこの編入合併と比較するところがないため、他県に行っているいろいろ研修視察しているわけでございます。

この合併の最大の方針は、地域住民へ急激な変化をきたさないということが最大の問題だと思っておりますので、今回の編入合併に伴って三役も失職し、議員も失職するということになると、一般の住民が大秋田市に編入となった場合、非常に合併後の生活の面で不安を感じているような状態にありますから、何とか、たとえ1年でも2年でも、議員が市会議員として残った方が住民のために良いのではないかと、このようなことであります。

それからもう一つは、この新しい合併後の建設計画が、この河辺・雄和の編入される小さい町の意向が、はたして活かされていくのかどうかということが非常に心配なわけでありまして。そういう面からも、町会議員が市会議員として残っておれば大変力強いのではないかと、このようなことであります。

このことと、もう一つには、この地域審議会というのが合併した先進地にはあるんですが、この地域審議会も名前はなかなか立派ですが、中身に入りますと、どうも形骸化になっておるような状態であると。例えば審議会を開いても、議案の説明、案件の説明だけで大半が費やされて、ほとんど地域の意見が反映されないような状態であ

ると。このようなこともございまして、どうかこの河辺・雄和の町会議員を、たとえ僅かでありますから、金もかかることでありますけれども、何といたってもこの21世紀に向けた平成の大合併でありますので、北の都でありますこの秋田市の大きなこの包容力を、この際おおいに発揮しまして、編入される河辺・雄和両町の住民に不安を与えないようにすることが、秋田市の大きな使命であると思っております。そういう面からしても、この在任特例をひとつお願いしたいと、こういうことであります。

確かにこの在任特例、あるいは定数特例という問題は、この資料にもありますように、全国の中核市の中でも大変難しい問題であり、平成17年1月や3月に合併するところでも未定という、まだ決まっていないところが多いわけであります。それだけこの問題が難しい問題だというふうに認識しておりますけれども、やはり大秋田市が他の中核市に率先して、大きな包容力を発揮しながら、この新しいまちづくりのために頑張るのが秋田市の使命ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

佐竹議長 ありがとうございます。

それでは、次に、雄和町の竹下委員からお願いいたします。

竹下博英委員 それでは、私から雄和町議会の方針について述べさせていただきますが、今、河辺町の方のことについて藤田さんが述べられたことと、ほぼ私共も同じ方向、同じ結論になっていきますので、同じことの繰り返しになるかと思ひますが、私の方から説明したいと思ひます。

まず議員の定数でございますが、私共は在任特例とするというふうにいたしました。

また、議員の任期でございますが、これも河辺町さんと同じで、平成19年5月1日までとする。その後は、定数特例を選択しないというふうに意見統一されております。

また、報酬等でございますが、このことについては、この議員の定数がどのような数になるのかということが決定してから改めて協議してもいいのではないかとというふうな意見で一致いたしました。

その内容についてでございますけれども、一つは河辺町さんの方から出されたように、合併しますということになりますと、雄和町が周辺地域になるわけですが、雄和の中でも、そのような住民の意見はどのように中央の方に反映していくかということに、大変不安を覚えていることは事実でございます。そういう中で、はたして議員がゼロ、あるいは1ということで、十分にその機能が果たせるのかどうかということが一つでございます。

もう一つは、合併された後、新しい市になるわけでございますけれども、そのときには、私共が現在協議している項目、あるいは新市の計画そのものが十分に構築され

て、そして、それが新しく活かされていくということをきちんと見定める必要があるのではないか、そのような意見もございました。

そしてもう一方では、先ほど申しましたように、住民の意見がどれだけ吸いあげられるかというようなことの一つの方法として、地域審議会というものも想定されるわけですがけれども、現時点ではまったくそのようなことは議論されていないわけでありますから、そのような密接な関係のあるものを同時にやるということであるならばまだしも、その関連性のあるものの片方だけの結論を今早急に出すということはいかかなものかというようなご意見もありました。

以上のようなことを私共は鑑みまして、最終的に雄和町議会としては、ただいま述べたような結論に達した次第でございます。

佐竹議長 ありがとうございます。

いずれ、この1市2町、それぞれの意見があるわけでございます。

そのような形の中で、先ほど議会専門部会長から説明がありましたとおり、今後、協議会委員であります各市町の議員各4名、計12名による集中協議を行いまして、その意見を集約したうえで、議会専門部会において、今後、議案を調整していく予定となっております。

また、このような中で、この議員の身分の問題と、今、竹下委員からもお話ありました地域審議会のあり方等との問題も幅広い形でとらえながら、ひとつ集約を期待をいたすものでございます。

それでは、この件に関しまして、他の委員から何かご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

藤原 貢委員 開口にですけれども、先ほど私たち法定の委員の代表方が視察した件につきまして、保坂委員から説明を受けたわけでございます。非常に良かったというのは、安宅住吉神社を参拝したということです。それは、私たちが視察を通じて和やかではありましたけれども、これからが大変なことが出てくるというようなこともあったわけで、意識してあそこに連れて行ったのかわかりませんが、そういった面では良かったと思っておるわけでございます。

今、各特別委員長からそういう報告があったわけでございます。私たち自身も、この身分の問題については自分のことであり、いろいろな町民感情、あるいは市民感情等もあるわけですので、その前から、今日来る前にも議会の法定協の代表の方々と数回お話をしながら今日に至っておるわけでございます。それを結論づけても今日の今、委員長方が報告したとおりになっておるわけでございます。

それでですね、私が開口一番に聞きたいのは、いつも新聞のコメントとかそういうものを出しますが、市民感情、あるいは自然の流れというようなことの定数特例、そ

して佐竹市長さんや執行部もほとんどこういう考えだというようなことが新聞にも出てございます。そのことについての背景というようなもの、佐竹市長さんは、どこら辺に視点をもってそのような自然の流れということになっておるのか、まず、それをお聞きいたします。

佐竹議長 まず、その一つのこの合併の前提、これは法律の立法趣旨にもあると思えますけれども、この定数特例、在任特例という場合に、これをはたして立法趣旨からして同一に論じられているかといいますと、総務省内では定数特例が原則であって、在任特例は特例、いわゆる本当の特例措置だと、そういう議論がかなりされておったはずであります。

また、これまでの私共の秋田市のかかりの数におきまして、これまで合併を重ねてきた事例等も踏まえまして、そのような形でこれまでやってきていると。そしてその段階において、いろんな問題は生じておったわけでございますが、総じて様々なその地域住民の意見を酌み取るシステムの中でこれまでやってきたという、そういう秋田市固有の流れもございます。そういう中で、やはりこの今回の場合は定数特例というものが一番収まりがいいのではないかと。

もう一つは、この合併というのは民間会社でいいますと、一つのいわゆる合併でございますけれども、やはり大変言いにくいことではあります。行政改革、あるいは行政の効率化という中で、それぞれの議員の数等、例えば商工団体辺りからは、現在の秋田市の議員の数でも多すぎるというような意見が、これは正面切って出ておるわけでございます。私はそうは思いませんけれども。そういう中で、やはり私共行政の中も、これは執行部も含めて、一定のそういう改革を成す場合においては自分の痛みも必要であろうと。

また、もう一つは、これは市民感情として大変いろんな面で、アンケートの中にもありましたけれども、メール等が私のところにも来ております。特に本荘由利の例の在任特例、130数名のあの例をかなりとらえられており、あれがどうなるかは別にいたしまして、相当、少なくとも秋田市民の中では在任特例は批判的であるということは事実であろうと思います。

以上です。

藤原 貢委員 それではですね、言うなれば市民感情、それは編入する方の市民感情、編入される方にも町民感情というものがお互いにあるわけでございます。

私が思うには、合併というのは、今、市長さんもおっしゃったとおりですが、究極の行政改革という意味からすれば、行政の効率化を施行しながら、そして合理化というような対応では私はないと思うわけです。言うなれば、ポストモダンという立場からでもいいですけども、濃密な人間関係、それからコミュニケーションというよう

なものが、今、地域社会において大きくその問題が取りあげられておるわけでございます。そして、そういった一つの統治でなく、お互いに協治という形の中で、これからの地域社会をもっていくという時代になっている関係からしますと、合併後もですよ、そういった効率的なものは、それぞれの行政の運営の技術、あるいは施策の展開によってある程度カバーされるものであるならば、むしろ、これからの住民自治という立場に立った、そのような行政が行える自治体というものを目指して合併すべきだと私は思っておるわけでございます。

そしてですね、岐阜、あるいは富山、あるいは先進の方を見ましても、この定数特例をやっておるところは、もうそれ以前にコミュニティ等の住民自治が非常に発展しているところが多いわけでございます。定数特例をとっておるところはですね。そういうことからしますと、先ほど保坂委員も言ったとおり、岐阜も富山も、富山なんかは、富山市も含めて限りなく対等の新設合併という意識が非常に多く出て、その周辺の自治体の理解も得ているようにも見たわけでございます。

それからですね、市民感情と、今、市長さんおっしゃるけれども、私も秋田市に在住している親戚、知人、友人がいっぱいいるわけです。いつもこういった合併の話をする、ほとんどがですね、ほとんどといえば大変語弊がありますがけれども、「なぜ合併するの？秋田市に」と、こう言うわけです。いつかの新聞の読者の声にも、受け入れ側の立場として、もう少し我々に配慮してくださいというような投書もあったのを皆さんも見たかとは思いますが。昭和の大合併以降、何十年も経ってもなおその周辺がそういう声をあげているという、昭和の合併と今とは違うわけですが、そういった声はまだまだ聞かれるし、本当の声として、合併してもメリットはないんですよという声大きいということから踏まえますと、さらに我々は不安を感じるものだからです。

これからのいろいろな行政システムを、市長さんをはじめ秋田市の方でも考えられているようですが、そういう地域審議会という中身についてもこれからの問題であります。私方はどういうふうになるかもわかりません。それから自治組織というようなもの、あるいは先ほど保坂委員が説明したとおり、富山の方ですね、そういう区的なものなど、非常にそういった中身についてまだ明確でないのに、一方的にですね、合併すると10億円とか、あなた方は最終的には財政が厳しいから申し入れしてきたでしょうというような、こういう文言については、私方はそのような合併であるならば、これからの建設計画も踏まえて、一方的といえば語弊がありますが、すべからく原則は編入だから統一するものはあるかもしれませんが、そういった面にもこれから大きく影響があるんじゃないかと、そういうようなことで、今、私は申しあげているのでございます。

今日、ここに各1市2町から学識の方々も見えられており、こういった両町と市のお考えをお聞きになっておられますので、私は是非、このご意見をひとつ、お考えを出していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

佐竹議長 それでは、一旦、この件についての関連で、もしあれば。

それでは、学識という形の先生方もいらっしゃいますが、私共の方でこれまで稲場さんはまだ発言していませんので、ひとつ市民の立場から、もしよければお願ひします。

稲場みち子委員 秋田市と河辺町のご意見をお聞きしました。私自身は、市民としてですね、市町村合併というのは、やっぱりその行政改革ということと一緒に、市民が自分たちの税金がどういうふうに使われていくのか、本当の意味の住民自治を市民が一人ひとり考えていく良い機会だというふうにとらえています。

そういう意味で、それは議員の方々には定数特例というものが選ばれたとしたら非常に不安かもしれませんし、町民も不安かもしれませんが、まず、自分たちが選んでこれをとられたということと、市町村合併を選ばれたということ、それからですね、選んでまずこういうふうな場にいるわけで、そしてこの協議会というのは、自分たちがこれからの新しいまちづくりをどのようにしたいかということ、一つひとつの項目を取りあげながら、不安な部分をおおいに出し合っていく場がこの場ではないかというふうに私は受け止めています。ですから、不安な部分はおおいに出して、自分たちの希望、それから、こうありたいということをおおいに述べ合って、負の部分・プラスの部分をおおいに述べ合うのがこの場でないかと思ひますので、もしそういうようなことがあれば、ここでおいに議論し合ったらいいと思ひんです。少しでも町民の不安をなくしていくことがみんなの役割ではないかと思ひます。

そうしますと、私は今、秋田市の市民ですが、河辺町や雄和町へもよくまいりますし、本当に秋田の原風景が残っているすばらしい良い町だというふうにお思ひしています。

秋田市の市民でなくても、私自身は定数特例を選んでいく。そしてこれが議員さんたちにとって人口比だからしょうがないんじゃないかなというふうにお思ひんです。それと一緒に、何か本当に私自身の意見で申しわけないんですが、この次の選挙には、全体の秋田市としての選挙になるわけですね。そうしたら、さっきも藤原さんの方から本当の意見の住民自治というふうな言葉が出てきましたけれども、やっぱりこれからの住民自治ってどうあるべきかを考えていったときに、自分の地域だけを考えた、発展を考えた議員なんていうものは市民は選んでいかならないと思ひんです。だから、そういう意味でも本当に良い機会ではないかなという受け取り方の、ちょっと方向の何ていうんですか、変換をしていただければいいかなって、せっかくのこの機会を私はそういうふうな視点でとらえておられます。



佐竹議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

小野寺平紀委員 実は、議員さんの身分を私自身が決めるということには非常に抵抗があります。今日、ここでいくつかのパターンが出されました。そしてまた、秋田市、河辺、雄和の議員の人たちのそれぞれの考えを聞きました。どちらももっともだなど。その狭間の中で今ジレンマを感じており、このまま、この次の協議会に出されたらどうしようと思っているところが実情でございます。

しかしながら、この両町の抱えている問題、そして、これから残された問題はどのようなものなのか、それをどう解決していくかということ由市議会なり町議会なりが、もっと煮詰めていきますと、そこに問題の解決の糸口というものが出てくるだろうと、そう思います。そういうものがないのかどうか。

それから、ここに秋田市では議員定数が46名と書かれておりました。この問題へ、もしかして活かすことができないのかどうか。民意を吸収するというならば、このことを議題に載せて、もう2人増やして、両町に配分して、その民意を吸収するというようなことが考えられないのかどうか。もっともっと、さっき保坂団長さんが言ったように、議員同士が胸襟を開いて、もっとこの問題点の解決のためにどうすべきかということは今後話し合っ、これからの協議会に、やっぱり議員さん方がお互いに、みんなが納得するということとはできないけれども、ある程度納得した案というものをこの場に出していただければ非常に助かるなど、今、考えているところでございます。

非常に難しい問題ですけれども、やっぱりそうした問題解決の方法というものを煮詰めていかないと、これはいつもなさっている採決で終わってしまうような感じがするわけですので、お互いにその辺りを考える余地があるのじゃないのかなという思いでございます。

佐竹議長 他にございませんか。

片桐登司夫委員 今、秋田市からも河辺町からも出たわけですが、雄和町の方からは私が今回の研修視察に行っ、まいりました。そして、先ほどの説明にもありまして、中核都市でも、やはり周辺の市町村を大事にして今後話していきましようというふうなことで私も感銘を受けてまいりました。

それで、ただいまの議員の件でございますけれども、私も住民からいろいろな声を聞きます。在任特例と定数特例、もう二極端でございます、非常に難しいなと私も思っておりますけれども、そうすればこの中間というものはあるのかないのか。もう議事としては、これは両極端ですが、それよりも解決方法がないのか。あるいは、18名が1名になるということは大変私たちも不安に思っておりまして、それに対して、では1人ではなくして3人とか5人ぐらいできないものかというふうな声も私に聞こ

えてきております。あるいは在任の場合も、今2年ですか、というのがありますがけれども、これも1年とかいうふうなものはできないのか、そういうふうな中間というものが絶対法的にできないのかどうかというふうな意見もございまして、私もやっぱりいろいろな意見があるもんだなと思っております。

とにかく議員の方々の声ですので、おおいに論議していただいて、この大秋田市の合併に良い知恵を出していただきたいと私は思います。

以上です。

佐竹議長 この件は、それこそ大変大事な件でもございます。いずれいろんなご意見が、たぶんこれは尽きないと思っておりますけれども。はい、どうぞ。

伊藤副会長 ただいま議題になっておりますのは議員の定数の取扱いでありますけれども、どうも話を伺っておりますと、合併そのものに対する基本的な考え方というのが、まだ少し共通理解といえますか、書いたものでは協定項目調整の基本方針というものが既に定まっているわけでありましてけれども、もう一度、ちょっと頭を整理してみなければならぬのかなという気がいたしております。

私共も河辺町も秋田市との合併ということを選択いたしました。それは、日常的に秋田市との関わりをもっているわけですから、大方の町民の皆さんの意向も、ほとんど違和感なく秋田市との合併というものを選択をされたものだという具合に思っております。

私は今、町内いろんなところで話す機会がありますけれども、今回の合併というのは、じゃあ一体どういうことなのか。確かに財政問題だとか、地方分権だとかというのがありますがけれども、国も県も市町村も現状を考えてみますと、このままで、今の状態でこれから先もやっていけるなんていう市町村長さんはほとんどいないのではないかなと。いずれ行き詰まってくるということがあのではないかと思います。私は、やっぱり雄和町が合併しないで、このまま生き残っていいのかどうかということを考えますと、これは相当町民の負担も求めていかなければならないし、また、行政サービスも低下をさせなければならぬということが大体見えてきます。

それから、秋田市との合併ということを考えてみましても、今、私共が行っている様々な行政サービス、今日の比較表にもありますように、私共がやってなくて秋田市が実施をしているものもたくさんございますし、また、ものによっては私共の方がきめ細かなサービスをしているというものもあるわけで、当然秋田市との合併というものについては、リスクは伴ってくるわけでありまして。どっちみち、いずれ苦しくなってくる。秋田市も中核市といえども、このままで将来やっていけるかということ、市長さんの考え方もあるでしょうけれども、私はかなり厳しいのではないかなと。そういう厳しいもの同士が合併して良くなるかっていっても、すぐ良くなるということとはま

ず考えられない。したがって、将来というものの、これから5年、10年という将来を考えたときに、何を基準にして選択をしていくかということになれば、どちらが発展性があるかということなのではないかと私はまず思っております。ですから、雄和町がこのままでいったときに、じゃあこれから新しい事業なり、あるいは行政サービスをもっともっと展開できるような方向でいけるかということ、そうはならないだろうと。

要するに発展性というものを考えたときには、やはり秋田市というこの中核市の中で、いわば地方分権、国からの権限委譲もある、あるいは税源の委譲もある、その発展の可能性という点にかけては、やっぱり秋田市との合併ということを選択するしかないのではないかなと思って、町民の皆さんにはそういう話をいたしております。

個別に見れば高齢者福祉も後退するとか、医療費が例えば高くなるとかいろいろあるとは思いますが、しかし、将来的にはやっぱり私共がこの秋田市と一体的に発展をしていく。しかも、これまで雄和町という小さい行政区の中ではできなかった、でき得なかったことが、これは市長さんもよく話されておることではありますが、秋田市というこの中核市の中で一つの地域を形成していくということからすれば、今までできなかったこともできる可能性も出てくるということも実はございます。

したがって、それぞれ、この小異を捨てて大同につくということもあるんでしょうけれども、もっと秋田市民の皆さんも、雄和町、河辺町と合併することによってこれまで以上に発展の可能性というものが実は出てくるんだと、雄和、河辺も同じように私共の地域も発展性があるという、双方そういう共通認識に立たないと、私共、これからの協議はまとまっていけないのではないかなという具合に思っております。

それから今、専門部会でもいろいろ協議をして、個別のものをやっているわけですが、いろいろ話を聞いておまして、やっぱりさすがに秋田市だなと思うのは、非常に法律的にも詳しいし、行政のシステムそのものについての専門性というのは皆さん持っておられて、私共の職員の話の聞きますと、なかなか太刀打ちできないというそういう状況も実はございます。しかし、この専門部会で整理をしていくという中で、この基本協定の中にあるように、それぞれ私共も48年という歴史の中で積みあげてきたまちづくりというのがあるわけで、例えばこれを段階的に秋田市に統一するにしても、町民の皆さんにすると、やっぱり大幅な変革、変更になっていくものもございます。ただ、すぐにやっぱり曲がれないというところも実はあるわけで、今日、担当の部長さん方もおられるわけでありましてけれども、是非ひとつ考慮をいただいて、場合によっては1市2制度でも当初はやむを得ないのではないかと私は気をいたしておりますが、部長さん方は、やっぱりこれは専門部会で全部まとめるんだという強い意向をお持ちだと思えますし、しかし私共、この首長という立場、あるいは議会という立場になれば、なかなかそうもいかないところもあるということもひとつご理

解をいただいて、これからの協議を進めていただきたいなど。

私、今日、実はいろいろ整理して走り書きをしてメモ程度にまとめてきてあるんですけども、これはあとで市長さんに読んでもらおうと思って持ってまいりました。そういう意味で、議会のことについて私共執行部といいますか、首長の立場でどうこうするというわけにはいかない部分でありますけれども、どうぞひとつお互いに将来に向かって良い形で議会の方もまとめていただければなという強い願いを持っております。

今日、たまたま渡されたこのパターン、5つですか6つですかございますけれども、先ほど、うちの方の片桐委員から話ありましたように、私としても、そして河辺・雄和両町の町民の皆さんも、1人でいいのかとやっぱり心配しています。だから、もっと別のパターンもあるのではないかと。市長さんは市長さんの考え方も持っておられるわけでありましてけれども、そういうところもこれから十分に話し合いをして、良い方向を定めていかなければという具合に思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

佐竹議長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

藤原 貢委員 河辺町も雄和町もですね、我々議会議員が合併によって減るということに不安を感じているのは両町同じなんです。議員の定数というのは、人口比例でなく人口逡減だことはおわかりのとおりで、規模が大きくなると減っていくのは、これはまずやむを得ないことだとは思いますが。

しかし、今回の1市2町の合併ということになりますと、何のために国でこの特例を設けたかということになるわけでございます。それを私方は盾にとるわけではありませんが、やはりそういう激変、急に変わることへの措置としての問題だと思うわけです。

合併すれば当然、定数でも在任でもそれなりに新しい市の行財政運営にも関わっていくでしょうし、そして、その任期が過ぎますと本当の定数でいくわけですが、そこまでの編入される両町の行政運営が連続して一貫性を保つためにというような一つの意味あいも含めて考えてもらわなければならないわけでございます。

それで、これは合併協議会の方にお尋ねしますけれども、この身分の問題については、協議会の方では、あくまでも議員の身分は議員の方々にやってくださいというのか、それとも、例えば小委員会のようなものを設置しながら、26日の法定協の中である程度のものをまとめていった方がいいか、何かそこら辺のこれからのスケジュールとの兼ね合い、それからそれとリンクする地域審議会、あるいは広聴制度とか、そういうものとどのようにして並行していこうとしておるのか、そこら辺をお聞きいたします。

高橋事務局長 議員の身分のことにつきましては、今般の我々の協議のあり方から議会専門部会へ議案の調製権を委ねるという形でこれまで協議、調整を図ってまいりました。こういうことから、先ほど議会専門部会長が言いましたとおり、議員同士の協議の場において一定の方向性が見いだされることが望ましいということから12人の協議の場が設置されたと同っております。これは、議会専門部会の範疇であるということでもあります。私共事務局とすれば、11月26日に議案が調製されればこれがベストであると認識しております。それが第1点目であります。

それから、もうひとつの地域審議会等のことにつきましては、この議員の身分等のあり方の検討の中で、その根拠となる部分が住民の等しく不安の解消であるという視点があるとすれば、それを支えるシステムとしてどのようなものがあるか。ここらへんまでの議論はいただきたいものと考えております。

以上でございます。

藤原 貢委員 そうしますと、議会事務局の部会へ委ねているということですね。そうすれば、1市2町の議会事務局でも、この件については我々を集めて協議するでしょうが、我々の審議会、あるいは議会に最終的にはくるわけです。そして、日数だけがかかりそれに窮きゅうしていると、世間にいろいろ評価されるもんだからね、できれば、協議会としてもある程度のアドバイスをしながら、一つの目途というようなものを立てていかないと、このまま月日が経ってもなかなか平行線をたどるだけという懸念もありますので、今後、ここらへんもひとつお考えなっただきたいと思います。

以上です。

佐竹会長 はい、事務局

高橋事務局長 おっしゃるとおりだと思います。

したがいまして、議会専門部会と事務局が十分協議しながら、特にスケジュールを中心に調整を図らせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

佐竹会長 私から補足を申し上げます。この議会の議員の身分の件については、今後、協議会委員である各市町の議員各4名による集中議論も、大変時間的には窮屈ではありますがひとつお願いしたい。そういう流れできておりますので、よろしく申しあげたいと存じます。

ただ、当然、行政執行部とも密接な関係があるわけですし、まして、地域審議会等の枠組みについては自治執行権に関する問題であり、執行部側が一定の情報、あるいはそういう考え方とすりあわせのうえで、この件もまたいろんな幅広の面で協議していかなければと、そのように考えています。我々協議会としても、これにつきましては、様々な住民自治、先ほどお話しありました住民の不安解消のシステムについても十分研究し、情報提供

しながら協議を進めていきたいと思ひます。そういうことでよろしくお願ひします。よろしゅうござひますか。

いつれいろいろな問題がござひますが、ひとつ、それぞれ十分に審議を重ねていきたいと思ひます。

今日はどうもありがとうございました。

高橋事務局参事 以上で協議会を終了いたしますが、次回の第5回協議会は11月26日午後2時より秋田キャッスルホテルでおこなひますので、よろしくお願ひいたします。

本日は大変ご苦労様でした。

以上

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

委員

委員